

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	子ども・子育て支援関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上尾市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上尾市長

公表日

令和6年3月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援関係事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法、児童福祉法及び学校教育法などの関連法に基づき、認定こども園・幼稚園・保育所等を利用する教育・保育給付認定者及び幼稚園・認可外保育施設等を利用する施設等利用給付認定者の管理、利用者負担額の決定及び納付管理、副食費徴収免除対象者の判定、施設等への給付費及び負担金等の支給を行う 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する ・施設等利用給付認定及び教育保育給付認定に必要な情報の確認 ・利用者負担額の算定及び副食費徴収免除対象者の判定に必要な情報の確認 ・サービス検索・電子申請機能での受領
③システムの名称	児童福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、宛名管理システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育て支援関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の94の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 【情報提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の116の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来部 保育課
②所属長の役職名	保育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども未来部 保育課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月9日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月9日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	I. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童福祉システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム	児童福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、電子申請システム	事前	電子申請(子育てOSS)への対応
平成29年7月1日	II. ときい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年2月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成29年7月1日	II. ときい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年2月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成30年8月6日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、電子申請システム	児童福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、電子申請システム、宛名管理システム	事後	情報連携への対応
平成30年8月6日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所	保育課長 岡野 孝史	保育課長	事後	
平成30年8月6日	II. ときい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年8月6日時点	事後	判定基準日の見直し
平成30年8月6日	II. ときい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年8月6日時点	事後	判定基準日の見直し
平成31年3月29日	II. ときい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年8月6日時点	平成31年3月29日時点	事後	判定基準日の見直し
平成31年3月29日	II. ときい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年8月6日時点	平成31年3月29日時点	事後	判定基準日の見直し
令和1年9月20日	I. 関連情報 1. 特定個人情報の概要	子ども・子育て支援法、児童福祉法及び学校教育法などの関連法に基づき、認定こども園・幼稚園・保育所等を利用する支給認定者の管理、利用者負担額の決定及び納付管理、施設等への給付費の支給を行う 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する ・支給認定に必要な情報の確認 ・利用者負担額の算定に必要な情報の確認	子ども・子育て支援法、児童福祉法及び学校教育法などの関連法に基づき、認定こども園・幼稚園・保育所等を利用する教育・保育給付認定者及び幼稚園・認可外保育施設等を利用する施設等利用給付認定者の管理、利用者負担額の決定及び納付管理、副食費徴収免除対象者の判定、施設等への給付費及び負担金等の支給を行う 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する ・施設等利用給付認定及び教育保育給付認定に必要な情報の確認 ・利用者負担額の算定及び副食費徴収免除対象者の判定に必要な情報の確認	事後	幼児教育・保育の無償化の開始
令和1年9月20日	II. ときい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月29日時点	令和元年9月20日時点	事後	判定基準日の見直し
令和1年9月20日	II. ときい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月29日時点	令和元年9月20日時点	事後	判定基準日の見直し
令和1年11月22日	II. ときい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年9月20日時点	令和元年11月22日時点	事後	判定基準日の見直し
令和1年11月22日	II. ときい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年9月20日時点	令和元年11月22日時点	事後	判定基準日の見直し
令和3年1月14日	II. ときい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年11月22日時点	令和3年1月14日時点	事後	判定基準日の見直し
令和3年1月14日	II. ときい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年11月22日時点	令和3年1月14日時点	事後	判定基準日の見直し
令和4年12月23日	I. 関連情報 1. 特定個人情報の概要	子ども・子育て支援法、児童福祉法及び学校教育法などの関連法に基づき、認定こども園・幼稚園・保育所等を利用する教育・保育給付認定者及び幼稚園・認可外保育施設等を利用する施設等利用給付認定者の管理、利用者負担額の決定及び納付管理、副食費徴収免除対象者の判定、施設等への給付費及び負担金等の支給を行う 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する ・施設等利用給付認定及び教育保育給付認定に必要な情報の確認 ・利用者負担額の算定及び副食費徴収免除対象者の判定に必要な情報の確認	子ども・子育て支援法、児童福祉法及び学校教育法などの関連法に基づき、認定こども園・幼稚園・保育所等を利用する教育・保育給付認定者及び幼稚園・認可外保育施設等を利用する施設等利用給付認定者の管理、利用者負担額の決定及び納付管理、副食費徴収免除対象者の判定、施設等への給付費及び負担金等の支給を行う 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する ・施設等利用給付認定及び教育保育給付認定に必要な情報の確認 ・利用者負担額の算定及び副食費徴収免除対象者の判定に必要な情報の確認 ・サービス検索・電子申請機能での受領	事後	びったりサービス運用開始
令和4年12月23日	I. 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	児童福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、電子申請システム、宛名管理システム	児童福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、宛名管理システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	びったりサービス運用開始
令和4年12月23日	II. ときい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月14日時点	令和4年12月23日時点	事後	判定基準日の見直し
令和4年12月23日	II. ときい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月14日時点	令和4年12月23日時点	事後	判定基準日の見直し
令和6年1月9日	II. ときい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月23日時点	令和6年1月9日時点	事後	判定基準日の見直し
令和6年1月9日	II. ときい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月23日時点	令和6年1月9日時点	事後	判定基準日の見直し